

平成 30 年 12 月 3 日

生産性向上特別措置法に係る 日本医療機器工業会からのお願い

1. 窓口担当者（証明書申請連絡者）決めていただきたい。
生産性向上設備投資促進税制及び中小企業経営強化法の窓口担当者（証明書申請連絡者）と同一担当者としていただきたい。
費用の請求は月毎に請求書を発行いたします。証明書・請求書は証明書申請連絡者に届きます。社内の支払い部門に転送してください。
2. 会員及び非会員（メーカーまたはディーラー）からの申請を受付ます。
この証明書はメーカーまたはディーラーからの申請を受けて発行する制度です。ユーザーからの申請はできません。
3. 初回及び登録にはエビデンスが必要です。
初回の証明書申請は、工業会で本税制の要件を満たしているか否か審査いたします。従いまして、申請書に記載された内容が確認できる仕様書もしくはカタログを添付してください。
なお、審査の効率化を考慮し、事前登録を受付ます。事前登録されたもの、あるいは2回目以降の同じ製品の証明書申請の際は、HP上の認定品登録簿を参考にその登録番号を記載してください。
4. 証明書の申請代表者
社長もしくは部門長などこの証明行為に対し責任とれる方といたします。
5. 申請手続きは郵送もしくは宅配で。
申請手続きの用紙（様式1、2、3、4）は工業会HPからダウンロードしていただき、下記に記載した住所に郵送もしくは宅配でお届けください。但し、1品目1封筒でお願いいたします。審査が終わり次第、証明書に捺印したものを返送いたします。

6. 生産性向上特別措置法証明書係 受付時間について
受付時間：9時～17時
上記時間内にお問い合わせください。

<申請先>

〒113-0033

東京都文京区本郷 3-39-15 医科器械会館 5F

(一社) 日本医療機器工業会 **生産性向上特別措置法証明書係**

※生産性向上設備促進税制と生産性向上特別措置法と区別するために、
必ず係名をご記入ください。

封筒には**生産性向上特別措置法**と**朱書き**ください。

以上